

技術評価報告書

申込者：株式会社クギン 代表取締役 釘宮 祐治
愛知県春日井市春日井町字黒針 9-14
三立産業株式会社 代表取締役 中村 仁志
愛知県丹羽郡扶桑町柏森平塚 371

技術名称： トラストデッキ工法
(底板デッキ付きトラス筋を用いた鉄筋コンクリートスラブ工法)

当法人「建築構造技術審議委員会」において慎重審議の結果、2020年1月31日付けの技術評価書(SABTEC 評価 19-06)の通り、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、本技術は妥当なものであると判断されたことを報告する。

2020年1月31日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
代表理事 益尾 潔

建築構造技術審議委員会

委員長	窪田 敏行	近畿大学	名誉教授
副委員長	田 才 晃	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院	教授
委員	岸本 一蔵	近畿大学建築学部建築学科	教授
〃	田 中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
〃	勅使川原正臣	名古屋大学大学院環境学研究科	教授
〃	都祭 弘幸	福山大学工学部建築学科	教授
〃	三谷 勲	神戸大学	名誉教授

トラストデッキ工法 専門部会

主 査	田中 剛	神戸大学大学院工学研究科	教授
委 員	都祭弘幸	福山大学工学部建築学科	教授



技術評価書

申込者：株式会社クギン 代表取締役 釘宮 祐治
愛知県春日井市春日井町字黒鉾 9-14
三立産業株式会社 代表取締役 中村 仁志
愛知県丹羽郡扶桑町柏森平塚 371

技術名称：トラストデッキ工法
(底板デッキ付きトラス筋を用いた鉄筋コンクリートスラブ工法)

技術概要：トラストデッキは、鉄筋コンクリートスラブの施工性改善を目的として、(株)クギンと三立産業(株)によって共同開発された底板デッキ付きトラス筋であり、上端主筋、下端主筋、ラチス筋と底板デッキで構成される。底板デッキは、板厚 0.4mm の溶融亜鉛メッキ鋼板(JIS G 3302 適合品)であり、ラチス筋脚部と電気抵抗スポット溶接で一体化される。一方、トラストデッキの仮設時設計では、コンクリート打設時荷重(コンクリート自重、トラストデッキ自重、施工荷重)に耐えるように設計し、本設時設計では、底板デッキの寄与を期待せず、コンクリート硬化後の床スラブとして、(日本建築学会)RC構造計算規準 18 条「床スラブの設計」に従って設計するとしている。

本委員会は、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術検証要綱」で定めた技術基準と照らし合わせ、下記の通り、本技術は妥当なものであると判断した。

2020年1月31日

一般社団法人
建築構造技術支援機構
建築構造技術審議委員会
委員長 窪田 敏 行

記

評価方法：申込者提出の下記資料によって、技術評価を行った。
トラストデッキ設計施工指針、トラストデッキ製造要領書および関連試験説明資料
この資料には、本技術の目標性能達成の妥当性を確認した技術資料がまとめられている。この資料のほかに専門部会資料が提出されている。

評価内容：トラストデッキを構成する上端主筋、下端主筋、ラチス筋、底板デッキ相互間の電気抵抗スポット溶接部は、トラストデッキ製造要領書で定める溶接強度試験の合否判定基準を満足し、かつ、トラストデッキは、トラストデッキ設計施工指針で定める仮設時設計の要求性能を満足すると判断される。

技術評価内容

申込者

株式会社クギン
代表取締役 釘宮 祐治
愛知県春日井市春日井町字黒鉢 9-14
三立産業株式会社
代表取締役 中村 仁志
愛知県丹羽郡扶桑町柏森平塚 371

技術名称

トラストデッキ工法
(底板デッキ付きトラス筋を用いた鉄筋コンクリートスラブ工法)

適用範囲

- | | |
|------------|--|
| (1) 異形鉄筋 | (種類) SD295A (JIS G 3112)
(呼び名) D10, D13 |
| (2) ラチス筋 | (材質) JIS G 3532 に適合する普通鉄線 SWM-P
(呼び名) 5φ, 6φ |
| (3) 底板 | (材質) JIS G 3302 に適合する溶融亜鉛めっき鋼板 SGC400
(板厚) 0.4mm (めっきの付着量表示記号 Z08) |
| (4) コンクリート | (種類) 普通コンクリートおよび軽量コンクリート
(設計基準強度 F_c) 18N/mm ² 以上、かつ、60N/mm ² 以下 |

技術評価の主な審議事項

トラストデッキ工法の技術評価では、下記の2点の妥当性を確認している。

- ① トラストデッキを構成する上端主筋、下端主筋、ラチス筋、底板デッキ相互間の溶接強度
- ② トラストデッキ設計施工指針で定める仮設時設計のおよび本設時設計

技術評価の経過

2019年11月29日開催の第42回建築構造技術審議委員会(以下、本委員会と略記する)において、申込者提出の技術資料について検討し、詳細検討は、専門部会を設けて行うこととした。専門部会では、本委員会での指摘事項を踏まえて修正された技術資料について審議を行い、結果を2020年1月31日開催の第43回建築構造技術審議委員会に報告した。

本委員会は、専門部会の報告について総括的な検討を行い、本技術は妥当なものであると判断した。

以上